

# 海老川流域水循環再生構想

(令和2年11月改訂)

## 資料編

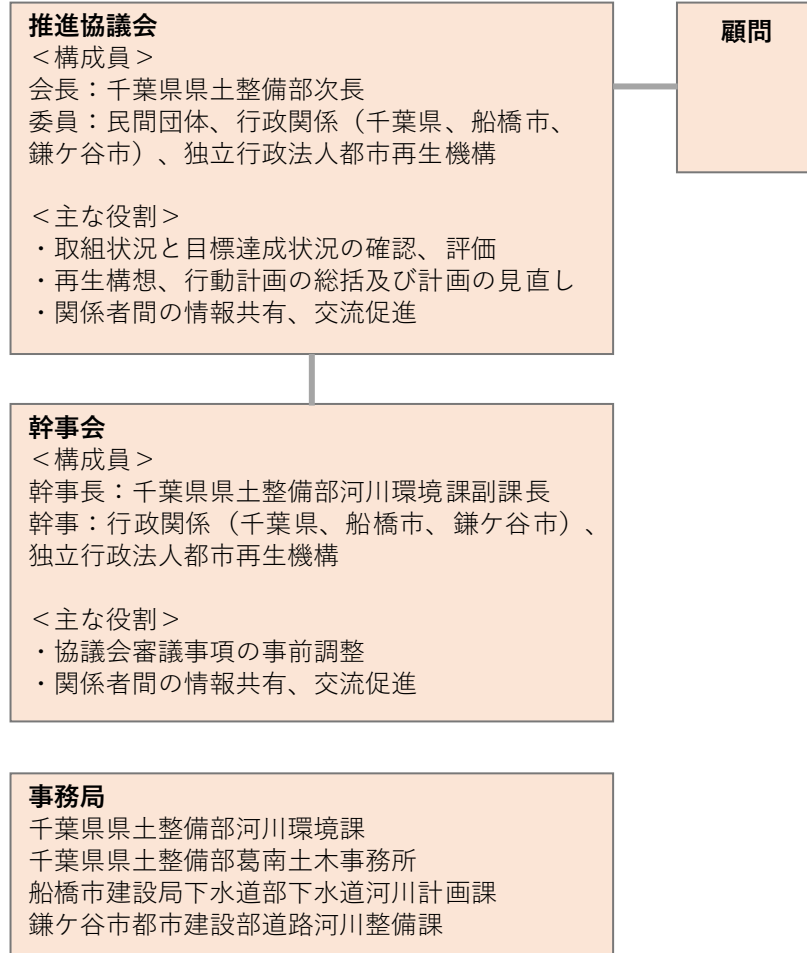
### 目次

1.	検討組織・協議会設置要領・構成員 .....	1
1.1.	検討組織 .....	1
1.2.	海老川流域水循環再生推進協議会設置要領、構成員 .....	2
2.	行動計画の取り組みと成果 .....	6
3.	水循環再生に向けた取組の内容 .....	12
4.	用語集 .....	14

---

# 1. 検討組織・協議会設置要領・構成員

## 1.1. 検討組織



## 1.2. 海老川流域水循環再生推進協議会設置要領、構成員

### 海老川流域水循環再生推進協議会設置要領

#### (名称及び目的)

第1条 都市化の著しい海老川流域において、水循環を再生することにより、清らかで豊かな水が流れ、浸水被害の少ない安全で安心な川づくり及び地域づくりを目的として、海老川流域水循環再生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するために、海老川流域水循環再生構想の内容を適宜精査する。また、各種施策の行動計画を策定するとともに、進行管理、効果検証、普及啓発活動を行うことにより水循環再生の円滑な推進を図るものとする。

#### (協議会の組織)

第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。  
2 協議会の会長は、千葉県県土整備部次長をもって充てる。  
3 協議会には顧問を置くことができる。  
4 顧問、民間委員並びに独立行政法人委員は会長が依頼し、任期は当該年度内とする。  
但し、再任は妨げないものとする。  
5 会長は組織を改廃する必要があると判断した時は、協議会に諮ってこれを行うことができる。

#### (幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。  
2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。  
3 幹事会の幹事長は、千葉県県土整備部河川環境課副課長をもって充てる。  
4 幹事会は、第2条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに具体的な施策について調整を図るものとする。  
5 幹事長は、必要があるときは幹事会に別表2に定める者以外の者の参加を求めることができる。

#### (会議)

第5条 協議会は必要に応じ会長が召集する。  
2 会議の議事は会長が司るものとする。なお、会長に事故あるときは、会長が代理を指名できるものとする。  
3 幹事会は協議事項に応じ担当委員を幹事長が招集する。

#### (事務局)

第6条 本協議会の事務局は、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に  
おき、船橋市下水道部下水道河川計画課及び鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課  
が協力して担当する。

附則  
この要領は、平成10年10月15日から施行する。

附則  
この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則  
この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則  
この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則  
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則  
この要領は、平成16年3月25日から施行する。

附則  
この要領は、平成17年3月11日から施行する。

附則  
この要領は、平成18年2月27日から施行する。

附則  
この要領は、平成19年1月31日から施行する。

附則  
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則  
この要領は、平成21年3月19日から施行する。

附則  
この要領は、平成22年3月30日から施行する。

附則  
この要領は、平成22年11月12日から施行する。

附則  
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則  
この要領は、平成25年3月6日から施行する。

附則  
この要領は、平成26年7月15日から施行する。

附則  
この要領は、平成27年8月24日から施行する。

附則  
この要領は、令和2年11月25日から施行する。

(別表1)

海老川流域水循環再生推進協議会構成員

会長	千葉県	県土整備部	次長
委員 (民間団体)	高根フレンド「みちくさ」	代表	
	船橋海老川親水市民まつり実行委員会	会長	
	船橋市自治会連合協議会	会長	
(行政関係)	千葉県	総合企画部	水政課長
	〃	環境生活部	水質保全課長
	〃	県土整備部	道路整備課長
	〃	〃	道路環境課長
	〃	〃	河川整備課長
	〃	〃	河川環境課長
	〃	〃	都市整備局 都市計画課長
	〃	〃	〃 市街地整備課長
	〃	〃	〃 公園緑地課長
	〃	〃	〃 下水道課長
	〃	〃	〃 建築指導課長
	〃	〃	〃 住宅課長
	〃	教育庁企画管理部	教育施設課長
	千葉県	葛南土木事務所	長
	船橋市	企画財政部長	
	〃	環境部長	
	〃	建設局 都市計画部長	
	〃	〃 都市整備部長	
	〃	〃 道路部長	
	〃	〃 下水道部長	
	〃	〃 建築部長	
	〃	教育委員会 学校教育部長	
	鎌ヶ谷市	市民生活部長	
	〃	都市建設部長	
	独立行政法人都市再生機構	東日本賃貸住宅本部	
		住宅経営部 環境整備課	担当課長
事務局	千葉県	県土整備部	河川環境課
	千葉県	葛南土木事務所	
	船橋市	建設局下水道部	下水道河川計画課
	鎌ヶ谷市	都市建設部	道路河川整備課

(別表2)

「海老川流域水循環再生推進協議会」幹事会構成員

幹事長	千葉県	県土整備部	河川環境課	副課長	
幹事	千葉県	総合企画部	水政課	副課長	
	〃	環境生活部	水質保全課	副課長	
	〃	県土整備部	道路整備課	副課長	
	〃	〃	道路環境課	副課長	
	〃	〃	河川整備課	副課長	
	〃	〃	都市整備局	都市計画課	副課長
	〃	〃	〃	市街地整備課	副課長
	〃	〃	〃	公園緑地課	副課長
	〃	〃	〃	下水道課	副課長
	〃	〃	〃	建築指導課	副課長
	〃	〃	〃	住宅課	副課長
	〃	教育庁企画管理部	教育施設課	副課長	
	千葉県	葛南土木事務所	調整課長		
	船橋市	企画財政部		政策企画課長	
	〃	環境部		環境政策課長	
	〃	〃		環境保全課長	
	〃	〃		廃棄物指導課長	
	〃	建設局	都市計画部	都市政策課長	
	〃	〃	〃	都市計画課長	
	〃	〃	都市整備部	飯山満土地区画整理事務所長	
	〃	〃	〃	公園緑地課長	
	〃	〃	道路部	道路計画課長	
	〃	〃	〃	道路維持課長	
	〃	〃	〃	道路建設課長	
	〃	〃	下水道部	下水道河川計画課長	
	〃	〃	〃	下水道総務課長	
	〃	〃	〃	下水道河川管理課長	
	〃	〃	〃	河川整備課長	
	〃	〃	建築部	宅地課長	
	〃	〃	〃	建築指導課長	
	〃	教育委員会	学校教育部	指導課長	
	鎌ヶ谷市	市民生活部		環境課長	
				クリーン推進課長	
	〃	都市建設部		下水道課長	
	〃	〃		道路河川整備課長	
	独立行政法人都市再生機構	東日本賃貸住宅本部			
		住宅経営部	環境整備課	主幹	